

徳島県教育委員会教育長訓令第2号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年五月二十三日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令

徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程（昭和四十六年徳島県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

七 個人情報保護に関すること。

1 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に関する次のこと。

イ 第七十一条第一項の規定による同意の取得

課長

ロ 第七十五条第一項の規定による個人情報ファイル簿の作成

課長

ハ 第百十四条第一項（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による提案の審査

課長

ニ 第百十五条（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による契約の締結

課長

2 個人情報保護に関する法律施行条例（令和四年徳島県条例第五十五号）第三条第一項の規定による登録

課長

別表第二教育政策課の表中第十四項を第十五項とし、第五項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

五 個人情報保護に関すること。

1 個人情報保護に関する法律に関する次のこと。

イ 第七十五条第一項の規定による個人情報ファイル簿の公表

課長

ロ 第百十一条の規定による提案の募集

課長

別表第三中「並びに第七項第十号」を「第七項並びに第八項第十号」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。